

ひろしまけん

交通指導員だより

☆交通指導員活動状況☆

2016.3

第29号

発行：広島県環境県民局
県民活動課
(交通安全対策室)

～自転車安全教育指導員養成講習会の開催状況の紹介～

2月21日(日)、広島県運転免許センターにおいて、「自転車安全教育指導員講習会(西部地区)」が開催されました。

地域で自転車教室や街頭指導を行っている方23名が受講し、自転車安全教育指導員として、必要な知識や指導力、運転技能等について、各講師の方々による講義(県警察による県内の交通事故の情勢、広島県交通安全協会による自転車の安全利用、広島県自転車協同組合による自転車の仕組みと点検整備要領、日本損害保険協会による自転車事故と責任について)を受講したのち、実際に自転車を

使用して、実技講習が行われました。
実技講習では、広島県運転免許センター内の教習コースを使用して、県警察の指導による自転車事故の特徴と指導のポイントについて実演・見学を行い、正しい自転車の乗り方(法規履行走行、危険な運転体験、8の字走行体験、酒酔い体験、ゴーグルを使用した狭路走行、ジグザグ走行、二人乗り体験によるS字走行など)を実際に体験しました。

講習終了後、全員に修了証が交付されました。

受講された方々は、それぞれの地域において自転車の安全運転のリーダーとして、自転車の安全普及活動において活躍されます。



講義の様子 (交通事故の情勢)



講義の様子 (自転車の仕組み)



修了証交付



法規履行走行



体験走行 (ジグザグ走行)

平成28年広島県交通安全
年間スローガン
「こんばんは
早めのライトで
「あいさつ」

シートベルト着用の徹底

座席でシートベルトを着用せずに交通事故にあった場合、次のような危険性があります。

○車内で全身を強打する

事故の衝撃で前席や天井、ドア等にたたきつけられることとなります。

仮に時速60kmで進んでいる車が壁等に激突した場合、高さ14mのビルから落ちると同じ衝撃を受けます。

○車外に放り出される

衝突の勢いが激しい場合、車外に放り出されることがあります。アスファルトに体をぶついたり、後続の車両にひかれることで、命を落としてしまいます。

○前席の人が被害を受ける

衝突の勢いで投げ出されると、運転席、助手席の人にぶつかることで大けがを負わせたりすることがあります。

座席でのシートベルトの着用は、自分自身だけでなく、同乗者の大切な命を守ります。

座席にいたら必ずシートベルトを着用しましょう。

春の全国交通安全運動

★実施期間

四月六日（水）～十五日（金）

★運動の基本

- 「子供と高齢者の交通事故防止」
- 道路を渡る前には必ず周囲の安全を確認しましょう
- 子供と高齢者に対して、思いやりのある運転を実践しましょう

★運動の重点

「自転車の安全利用の推進」

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう
- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者が優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライト点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子供はヘルメットを着用

「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」

○どこに座っても必ず着用

★6歳未満の幼児は「チャイルドシート」を使用
チャイルドシートの座席への正しい取付の徹底

「飲酒運転の根絶」

- ① 飲酒運転を絶対にしない・させない
- ② 酒を飲んだら絶対車を運転しない
- ③ 車を運転する人にお酒を勧めない



運動の関連行事

行事名	日時・場所	内容
春の全国交通安全運動開始式	4月6日(水) 午後1時30分～ 県庁正面駐車場	交通対策協議会代表による交通安全宣言ののち、交通安全車両パレード出発式を行う。
交通安全キッズパレード	4月6日(水) 午後2時10分～ 本通り商店街	幼稚園児70名を先頭に、運動の周知等、交通安全を呼びかけるため、啓発物を配布しながらパレードを実施する。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(日)	国民運動として制定され、一人ひとりが交通安全意識を高め、死亡事故0を目指す日



正しいルールで交通安全 笑顔はマナーとやさしさから

子供と高齢者の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

歩行者優先

飲酒運転の根絶

4月10日(日)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

春の全国交通安全運動

平成28年4月6日(水)～15日(金)

内閣府

★「T Sマーク」について

「T Sマーク」とは、自転車安全整備士が普通自転車を点検整備し、安全の確認をしたとき、貼られるシールのことです。このマークには、傷害保険と賠償責任保険が付いています。

※「T Sマーク」の有効期限は1年間です。
※年1回は自転車の点検整備を受けてT Sマークを更新してください。

	《賠償保険》 自転車搭乗者が第三者に死亡・重度後遺障害を負わせた場合	《傷害保険》 自転車搭乗者が、交通事故により180日以内に入院・死亡・重度後遺障害を負った場合	
	死亡若しくは重度後遺障害	死亡若しくは重度後遺障害	入院(15日以上)
青色T Sマーク	最高限度額 1,000万円	一律 30万円	一律 1万円
赤色T Sマーク	最高限度額 5,000万円 (注1)	一律 100万円	一律 10万円

(注1) H26.9.30までに貼付したマークは2,000万円

○自転車は、身近で手軽な乗り物ですが、ルールを守らない乗り方をすれば、事故を起こしかねません。

○近年、自転車を運転中に歩行者等と衝突し、相手に怪我を負わせた場合、高額な損害賠償を請求される事例が増えています。

○万が一の時に備えて、損害賠償責任保険等に加入しましょう！

★自転車は車両です。
交通ルールとマナーを守って乗りましょう！

自転車保険に申し込みましょう！